

【報告第2号】

平成27年度事業計画

自 平成27年 4月 1日

至 平成28年 3月31日

1. 基本方針

平成27年度は、当協会が公益社団法人への移行認定を受けて3年目を迎え、公益活動について、当協会が果たすべき意義・役割を自覚しながら、その効果を精査し継続していきます。さらに、今年度は、公嘱協会本来の活動である嘱託登記の受託拡大に向けて、官公署に対し、積極的な取り組みを行いたいと考えております。そのためには、より多くの入札に参加するとともに、再開発等、官公署が発する情報を的確にとらえていく所存です。

このような視点から以下の基本方針に基づき活動して参ります。

- (1) 不動産の権利に関する専門的知識や情報を提供し、公共事業等の各種事業の正確且つ円滑な実施に寄与します。
- (2) 当協会の事業を通じ社会的貢献を高め、公益法人としての社会的使命を果します。
- (3) 登記に関する知識の普及及び情報の提供を通じ、市民の権利を擁護します。
- (4) 各種方策を実施し円滑な会務運営を行います。

2. 平成27年度事業計画

(1) 公共嘱託登記受託事業

官公署等からの委託による公共嘱託登記業務は、当協会が昭和61年に設立された契機となった本来的業務であり、今後も当協会の主要業務として引き続き受託を促進していくよう努めて参ります。

都道、市道の道路拡幅に伴う用地取得の登記、東京都住宅供給公社の分譲住宅及び賃貸住宅に係る登記、東京都再開発事務所や独立行政法人都市再生機構の都市再開発事業や区画整理事業に伴う登記など、当協会がこれまでに受託してきた官公署等の各部署のみならず新たな部署に対しても、また、未だ受託実績のない市区町村に対しても積極的に当協会の存在とその有用性をアピールして受託できるよう努めます。すでに調布市、府中市、練馬区との間で継続的に受託して実績を上げている狭あい道路拡幅に関する嘱託登記及び港区役所との

間で継続的な相談業務を契約したことなど、他の市区町村においても応用できるよう積極的に広報をして参ります。

個々の業務処理にあたっては、当協会が今まで蓄積してきた公共嘱託登記処理のノウハウを各社員が共有し、常に正確で精度の高い業務を遂行して受託先の当協会に対する信頼性を高めるよう努めます。

近年の傾向として、登記事件の受託の前段階での権利調査業務の受託が増えてきています。不動産の取得には前提として権利関係の正確な把握が必須ですが関係当事者が多数の場合、相続登記未了において権利関係が複雑な場合が少なくなく、官公署等の担当者にとっては、過大な負担となり業務停滞の一因となっているようです。こうした大量な事件処理を正確に速く処理するためには高度な専門性と豊富な経験が必要であり、これこそ当協会の存在意義と有用性が発揮できる場面です。権利調査業務は概ね対象も資料も膨大で、チームを作り集団で処理することになりますが、チームリーダーの下で各社員が役割分担しながら協調して業務処理をするので担当社員にとっては通常業務とは異なる経験ができます。

権利調査業務にも至らない、その前段階の相談業務も積極的に応じて参ります。官公署等の担当者は登記の専門家ではないので、まさに専門家たる司法書士が適切なアドバイスをしなければなりません。当協会は受託先の各官公署等には担当理事を定め、市区町村には地区幹事、副幹事を配して相談に対応するようにし、もって公共事業等の円滑な実施に寄与して参ります。

(2) 地域防災・災害復興支援事業

狭あい道路の整備、密集市街地の整備支援を行っていくとともに、「空き家問題」に取り組み、空き家を解消するための支援を行います。また、市区町村において既に始まっている木造密集地域対策事業等への協力を引き続き行ってまいります。首都直下地震の災害をできるかぎり減災するためには、平常時から準備しておく必要があります。狭あい道路の拡幅整備事業を行っている調布市や府中市のスキームを他の地方公共団体に提示し、また、防災面、居住環境面で多くの問題を抱えている密集市街地の改善のため区画整理事業や都市再開発事業の推進を提言していきます。具体的には、地区幹事を中心として各自治体に出向いて説明し、より多くの地域で施行していただくよう提言していきます。当協会は専門家の正会員団体等で構成される「災害復興まちづくり支援機構」に継続して参加していきます。平成27年7月には東京都と共催で公開のシンポジウムを開催します。

(3) 公共嘱託登記及びその他の関連する知識の普及啓発事業

不動産登記に関連する相続、税務、表示登記、権利調査等、一般の関心が高い分野を中心にテーマを決めて研修会を年2回程開催いたします。

一般の市民の方々に相続・遺言についての法律知識をわかりやすく講義する公開市民講座については、本年も積極的に開催するように努めます。

また、当協会ホームページの「公開市民講座等」のコーナーではこのような講座を新たに希望する方々へ広報するために、写真付で開催の様子を掲載しております。当協会ホームページ「担保権者の行方は？」のコーナーでは、めまぐるしく変化する金融機関の変遷過程について情報を整理のうえ、最新情報を閲覧できるようにしていきます。さらに、当協会ホームページ「研修情報」のコーナーでは、不動産登記を中心とした最新の法的な諸問題の解説を検索できるシステムを充実させます。

(4) 会務運営の円滑化事業

当協会の事業の円滑な実施のために、会務運営全般につき改善すべき点など見直しをして参ります。理事の定数を削減し、社員を中心とした委員会制度に当協会の主軸を移行させていきます。今年度から、従来あった委員会を再編し、企画委員会・広報委員会を発足させます。企画委員会では、新人の社員教育、市民公開講座の企画等を、広報委員会では、広報誌の制作、当協会ホームページの運営等を行います。

業務執行においては都市再開発マニュアルをはじめ各種マニュアルを作成し、効率的な作業ができるよう検討を重ねていきます。事件管理マニュアルは、業務処理の適正且つ迅速な処理を可能とするため作成されたものですが、さらに進化させ当協会の事件処理ノウハウとして蓄積していくよう努めます。

入札については、いたずらに価格競争に巻き込まれること無く、当協会の社会的存在意義が認められる場面において、その能力を発揮して行こうと考えております。インターネットを利用した入札ネットの活用を推進し、一般社団法人公共嘱託土地家屋調査士協会との連携も密に行っており、各地区において入札情報をいち早く得るための体制を強化し、地区幹事にも積極的に入札に参加して頂くための体制づくりも進めて参ります。

また、各地区において年1回総会を開催し、年2回地区幹事会を開催してきました。今年度も、理事、地区幹事、地区副幹事間の意思疎通を促し協会運営の合理化、適正化に資するよう企画して地区の活性化を図ります。

(5) 財産管理業務に取り組むための委員会発足

定型的な嘱託登記案件が減る一方で、近年官庁からの依頼も、相続を中心とした権利調査業務が当協会の主力業務になりつつあります。何世代にもわたって着手されなかった相続事案、相続人が海外にいる渉外事案等、持ち込まれる相談も年々複雑化しています。日常的に官庁から寄せられる相談案件はもちろん、被災地の災害復興事業、喫緊の課題になりつつある「空き家問題」についても、我々の専門性が活かせる業務は、権利調査を主とする財産管理業務であると実感しています。当協会が、司法書士法施行規則第31条に規定する財産管理業務に対し、積極的に取り組みためには、いくつかのハードルを越えなければなりません。その方策につき検討する委員会を、当協会の理事や相談役、友好団体の新旧役員を中心に発足する所存です。司法書士界の英知を集結し、当協会の活動の幅を拡げていきたいと考えています。